

5月以降

住民ひとり10万円 特別定額 給付金 申請給付開始へ

20日、政府は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定しました。事務手続きを簡略化し、すべての人に迅速かつ的確に、1人10万円の給付金を届ける準備を進めています。

● 給付対象者
国の補正予算の決定を受け、八王子市は5月に第2次補正予算を決定し、申請の受付と給付を開始する予定です。

● 給付額
4月27日において住民基本台帳に登録されている外国人を含むすべての方
1人につき10万円

※生活保護受給者の方にも給付されます。また給付金は収入認定されず、生活保護費は減りません。

● 受給権者
住民基本台帳に登録されている方の属する世帯の世帯主

※配偶者からの暴力を理由に避難している方へ
住民票を移してなくても避難している自治体で給付金を受け取ることができません。今、お住いの市区町村の特別給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。

● 申請と方法

八王子市から対象の方に申請書類を郵送します。またはマイナンバーカードを活用したオンライン申請、市の窓口で申請受付を行う方法があります。

給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座に振り込まれます。

党市議団に寄せられた コロナ対策のご意見(ご要望)一部



● 英会話教室経営の方より「先月から休業しており、今月の収入はゼロ。今後収入が入ってこないで厳しいです。ご家族からも「旅行ガイドをやっているが、仕事がない。都の協力金などの申請方法も分からないし、情報も入ってこない」と収入などの不安が寄せられました。望月市議が都の協力金や今後受付が始まる「持続化給付金」などの資料を届けることにしました。

● セレオが休業したため、ベビー用品を確保するのに苦労している。
● フリーランスや個人事業主への直接支援をしてほしい。

● 新型コロナの影響で失業した青年から「収入がなく家賃も払えない、税金も払えない。身動きができない」と相談が寄せられました。コールセンターの案内とともに、納税の猶予、住居確保給付金制度を紹介しました。

マスク寄附のお願い

「障がいをもつ子どもがいて、1日に2回マスクをとりかえなければならず、不足して困っている」との相談が寄せられました。マスクの届け先は個人ではなく施設などの団体に限られています。少量でも支援できる方がいましたら、(下記の連絡先)までご連絡をお願いいたします。
※国から市に送付された妊婦用マスクは1,800枚のうち、570枚に汚れ等の不良品が含まれていたことから、配布を一時中断しています。



体調不良を感じたら

PCR検査外来が開始されています。体の異常を感じたら、受診前にお問い合わせください。

● かかりつけ医のいる方

➔ 電話ですぐに相談を

● 症状があって、かかりつけ医がいない方

八王子市受診相談窓口

平日 645-5195
土日祝 03-5320-4592

● 不安な方

八王子市コールセンター
620-7253



市内の新型コロナウイルス感染者

(市ホームページ4月27日現在)
40人(うち12人退院等)

みなさんの声、要望をお寄せください

東京都は、休業要請に全面的に協力した事業者(1店舗50万円(2店舗以上は100万円)の協力金を出すことを決めました。

▽申請に必要な書類等の入手方法

- (1)「東京都協力金」で検索 <https://www.tokyo-kyugyo.com>
- (2)都関係機関等での配布 ・八王子都税事務所 ・八王子市役所

▽受付期間 2020年4月22日から6月15日まで

▽提出方法

- ①オンライン提出 <https://www.tokyo-kyugyo.com>
- ②郵送 〒163-8697

東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎東京都感染拡大防止協力金申請受付



③持参

都税事務所や支所庁舎内に設置した専用ボックスに投函。封筒に、「東京都感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

▽問合せ先

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター (電話)03-5388-0567
(受付)午前9時~午後7時まで
(土、日、祝日も開設)

50万円給付 東京都感染拡大 防止協力金の申請を

事業者のみなさん